

カスタマーハラスメントに対する基本方針

株式会社サンリスは、イベント、展示、映像制作等の業務を、クライアントの皆様、パートナー企業の皆様、協力スタッフの皆様との信頼関係の上に成り立たせております。皆様からいただくご意見・ご要望は、より良い仕事のための大切な声として、今後も真摯に受け止めてまいります。

一方で、社会通念上許容される範囲を超える言動により、当社の従業員や協力スタッフの就業環境が害される事態に対しては、労働施策総合推進法及び東京都カスタマー・ハラスメント防止条例の趣旨を踏まえ、従業員を守るため、会社として毅然と対応いたします。

1. カスタマーハラスメントの定義

顧客、取引先その他の関係者の言動であって、業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、当社従業員の就業環境が害されるものをいいます。

2. 該当する行為の例

- (1) 暴言、威嚇、脅迫、人格を否定する発言、大声での威圧
- (2) 身体的な攻撃、物を投げる・叩く等の行為
- (3) 長時間の拘束、同じ内容の執拗な繰り返し、業務時間外の過度な連絡
- (4) 合理的な理由のない土下座・謝罪文の強要、社会通念上相当な範囲を超える過度な要求
- (5) 性的な言動、つきまとい
- (6) SNS等での誹謗中傷、無断での撮影・公開

※上記は例示であり、これに限りません。

3. 当社の対応

- (1) カスタマーハラスメントに該当すると判断した場合は、担当者個人ではなく会社として対応いたします。
- (2) 改善をお願いしてもなお行為が続く場合には、誠に遺憾ながら、以後の対応を控えさせていただきます。
- (3) 犯罪に該当すると判断した場合は、警察・弁護士等と連携して対応いたします。
- (4) 社内に相談窓口を設け、被害を受けた従業員の心身の安全に配慮いたします。

4. 当社自身の取組

当社は、当社の従業員がお取引先・協力会社・協力スタッフの皆様に対してハラスメントを行うことのないよう、社内の方針と研修を通じて徹底いたします。

今後とも、皆様と対等なパートナーとして互いを尊重し合い、良い仕事をご一緒できるよう努めてまいります。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年10月1日

株式会社サンリス

代表取締役 宮脇 慎治